

光産業創成大学院大学

目 次

I	認証評価結果	2-(11)-3
II	基準ごとの評価	2-(11)-4
	基準1 大学の目的	2-(11)-4
	基準2 教育研究組織（実施体制）	2-(11)-6
	基準3 教員及び教育支援者	2-(11)-8
	基準4 学生の受入	2-(11)-11
	基準5 教育内容及び方法	2-(11)-13
	基準6 教育の成果	2-(11)-18
	基準7 学生支援等	2-(11)-20
	基準8 施設・設備	2-(11)-23
	基準9 教育の質の向上及び改善のためのシステム	2-(11)-26
	基準10 財務	2-(11)-29
	基準11 管理運営	2-(11)-32
<参 考>		2-(11)-35
i	現況及び特徴（対象大学から提出された自己評価書から転載）	2-(11)-37
ii	目的（対象大学から提出された自己評価書から転載）	2-(11)-38
iii	自己評価の概要（対象大学から提出された自己評価書から転載）	2-(11)-40
iv	自己評価書等	2-(11)-43
v	自己評価書に添付された資料一覧	2-(11)-44

I 認証評価結果

光産業創成大学院大学は、大学評価・学位授与機構が定める大学評価基準を満たしている。

主な優れた点として、次のことが挙げられる。

- 「光」と「起業」をキーワードとする、明確な目的を掲げている。
- 光産業創成専攻に置かれた5科学技術分野に加えて、それらを統合して事業化に導くための分野を設置していることは、大学の明確な目的に合致した試みである。
- 経営系教員と技術系教員が密接に連携して、総合的な視点からカリキュラム改善の努力を行っている。
- 小規模組織の特長を活かしたきめ細かい教育を実施し、指導教員と所属分野教員による多面的な研究指導が行われている。
- 起業志望の学生については、全員が修了年次までに起業している。
- 学生1人に1室の演習室（起業ルーム）を設けている。

主な改善を要する点として、次のことが挙げられる。

- 入学志願者が少なく、入学定員充足率が低い。
- 四半期報告書や全体ゼミナールなどは優れた取組ではあるが、学生の意見を取り入れるためのシステムとしては十分に機能しているとは言い難い。

上記のほか、更なる向上が期待される点として、次のことが挙げられる。

- 自己点検・評価の結果がフィードバックされ、管理運営の改善に活かされているが、開学後間もないこともあり、今後の進展が期待される。

II 基準ごとの評価

基準 1 大学の目的

- 1-1 大学の目的（教育研究活動を行うに当たっての基本的な方針、達成しようとしている基本的な成果等）が明確に定められており、その内容が、学校教育法に規定された、大学一般に求められる目的に適合するものであること。
- 1-2 目的が、大学の構成員に周知されているとともに、社会に公表されていること。

【評価結果】

基準 1 を満たしている。

（評価結果の根拠・理由）

- 1-1-① 目的として、教育研究活動を行うに当たっての基本的な方針や、養成しようとする人材像を含めた、達成しようとする基本的な成果等が、明確に定められているか。

当該大学は建学の精神を「光を用いて未知未踏の新しい産業を創成しうる人材の養成にあること。その実現のために、学生は指導教員と協力して新産業を興すことを目的として、実際に起業していく点に特徴がある。」としており、建学の精神を受け、学則第1条に大学の目的を「光と生命体、物質、情報等とのかかわりに関する学理と知見を基礎に置きつつ、光の発生、変換・制御、利用に関する最先端技術を駆使し、光の各種機能を連携・融合、さらにそれらの技術と経営の融合に関する研究開発を教授研究し、その深奥をきわめ、新産業を自ら実践しうる人材養成を目的とする。」と規定している。

これらのことから、目的が明確に定められていると判断する。

- 1-1-② 目的が、学校教育法第83条に規定された、大学一般に求められる目的から外れるものでないか。

当該観点については大学院のみを置く大学のため、観点1-1-③において分析を行うこととする。

- 1-1-③ 大学院を有する大学においては、大学院の目的が、学校教育法第99条に規定された、大学院一般に求められる目的から外れるものでないか。

当該大学は1研究科・1専攻（後期3年のみの博士課程）からなり、学則第1条に規定する目的は、学校教育法第83条に定める「大学は、学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させることを目的とする。」及び学校教育法第99条に定める「学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめ」とする部分に合致している。また、目的のうち「技術と経営の融合に関する研究開発」、「新産業を自ら実践しうる人材養成」という部分は、同法の「文化の進展に寄与することを目的とする」という部分を踏まえたものと考えられる。

これらのことから、大学院の目的が学校教育法第83条及び第99条に規定された大学院一般に求められる目的から外れるものでないと判断する。

- 1-2-① 目的が、大学の構成員（教職員及び学生）に周知されているか。

目的、基本理念、教育目標はウェブサイトに掲載され、全教職員及び学生への周知が図られているほか、大学概要、学生便覧に掲載され全教職員及び学生に配布されている。

さらに、学生には履修ガイダンスで説明を行っている。

これらのことから、目的が大学の構成員に周知されていると判断する。

1-2-② 目的が、社会に広く公表されているか。

当該大学の目的を広く社会に公表するため、ウェブサイトに目的や基本理念を説明している理事長及び学長の挨拶を掲載している。

また、毎年、東京・浜松で開催している大学説明会のパンフレット、毎年開講している公開講座の開講式、各地で行われる技術展等の展示会への出展の際に目的を説明している。

これらのことから、目的が社会に広く公表されていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準1を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 「光」と「起業」をキーワードとする、明確な目的を掲げている。

基準 2 教育研究組織（実施体制）

- 2-1 大学の教育研究に係る基本的な組織構成（学部及びその学科、研究科及びその専攻、その他の組織並びに教養教育の実施体制）が、大学の目的に照らして適切なものであること。
- 2-2 教育活動を展開する上で必要な運営体制が適切に整備され、機能していること。

【評価結果】

基準 2 を満たしている。

（評価結果の根拠・理由）

2-1-① 学部及びその学科の構成（学部、学科以外の基本的組織を設置している場合には、その構成）が、学士課程における教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

該当なし

2-1-② 教養教育の体制が適切に整備され、機能しているか。

該当なし

2-1-③ 研究科及びその専攻の構成（研究科、専攻以外の基本的組織を設置している場合には、その構成）が、大学院課程における教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

当該大学の設置目的に沿って平成 17 年 4 月から光産業創成研究科・光産業創成専攻（後期 3 年のみの博士課程）を置き、「光産業創成に係る専攻分野について、自立して研究開発活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度研究開発能力及びその基礎となる豊かな学識を養うとともに、その能力をもって産業創成の実践を行うことを目的とする。」としている。

当該研究科では、科学技術の進展及び社会産業ニーズの推移を考慮して総合的・体系的な教育研究が組織的に行えるよう、専攻は光医療・健康、光加工・プロセス、光情報・システム、光バイオ、光エネルギーの各科学技術分野及びそれらを統合し事業化に導くための統合エンジニアリング分野の合計 6 分野から構成されており、大学の目的に合致している。

これらのことから、研究科及びその専攻の構成が、目的を達成する上で適切なものとなっていると判断する。

2-1-④ 別科、専攻科を設置している場合には、その構成が教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

該当なし

2-1-⑤ 全学的なセンター等を設置している場合には、その構成が教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

学内共同教育研究施設としてリエゾンセンター及び情報・メディアセンターが開学と同時に設置されている。

リエゾンセンターは、研究成果の管理及び特許業務、技術移転、起業及び経営のための情報収集・管理、共同研究や研究協力の推進等の中核的機能を果たすとともに、これらに関連した外部からの窓口となつて

いる。

情報・メディアセンターは、ネットワーク構築・維持・更新など情報環境の整備を担っている。

これらは、大学の教育研究を支援するための施設として機能している。

これらのことから、センター等の構成が目的を達成する上で適切なものとなっていると判断する。

2-2-1① 教授会等が、教育活動に係る重要事項を審議するための必要な活動を行っているか。

学則に基づき、教授会を設置しており、研究科教授会規則に則り、学長（研究科長）及び教授をもって組織され、毎月1回開催されている。

学長を中心とするマネジメント体制の中で、教授会は、学位論文の審査・承認、授業科目開講方針の決定、指導教員の確定など研究科の教育活動に係る重要事項について専門的見地から審議を行っている。

教授会の審議事項のうち、教育活動に係る主な審議事項は次のとおりとなっている。

- ・ 学位授与の決定及び最終試験に関すること
- ・ 教育課程及び履修方法に関すること
- ・ 入学、退学及び修了等に関すること
- ・ 学生の指導に関すること
- ・ 教学上の規則、規程等の制定、改廃に関すること
- ・ その他光産業創成研究科に関する重要事項に関すること

さらに、全教職員から構成される教職員会議が毎月1回開催され、教育活動に関する情報の共有及び合意形成が図られている。

これらのことから、教授会等が必要な活動を行っているとは判断する。

2-2-1② 教育課程や教育方法等を検討する教務委員会等の組織が、適切な構成となっているか。また、必要な回数
会議を開催し、実質的な検討が行われているか。

全学的な観点から教育活動に関する審議を行う組織として、教授会の下に、教務委員会が設置されている。教務委員会は、教授2人、准教授・専任講師・助教7人、事務職員2人で構成され、教授が委員長を務め、毎月数回程度の頻度で開催されており、関連する審議事項は次のとおりとなっている。

- ・ 教育課程編成の企画立案に関すること
- ・ 学位論文の審査及び最終試験に関すること
- ・ その他教務に関すること

これらの事項は、教務委員会の検討を踏まえ、教授会で審議の上、承認されている。

これらのことから、教育課程や教育方法等を検討する組織が適切な構成となっており、実質的な検討が行われていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準2を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 光産業創成専攻に置かれた5科学技術分野に加えて、それらを統合して事業化に導くための分野を設置していることは、大学の明確な目的に合致した試みである。

基準3 教員及び教育支援者

- 3-1 教育課程を遂行するために必要な教員が適切に配置されていること。
- 3-2 教員の採用及び昇格等に当たって、適切な基準が定められ、それに従い適切な運用がなされていること。
- 3-3 教育の目的を達成するための基礎となる研究活動が行われていること。
- 3-4 教育課程を遂行するために必要な教育支援者の配置や教育補助者の活用が適切に行われていること。

【評価結果】

基準3を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

3-1-① 教員組織編制のための基本的方針を有しており、それに基づいた教員組織編制がなされているか。

光技術による新産業創成を担う人材を養成する機関として、「光技術に関するあらゆるビジネスプランに対応した教育研究が行えること及び起業実践に必須な実務知識の教授が行えることを柱とした教育課程」を教員組織編制の基本とし、光技術を応用する5つの産業分野（光医療・健康、光加工・プロセス、光情報・システム、光バイオ、光エネルギー）に即した技術系の教員組織編制で、光技術の産業展開に関する教育内容を取り込むとともに、経営系の教員を配置して起業実践を指導する体制を確保している。

これらのことから、教員組織編制のための基本的方針を有しており、それに基づいた教員組織編制がなされていると判断する。

3-1-② 教育課程を遂行するために必要な教員が確保されているか。

当該大学の目的に沿って、技術系教員については光医療・健康分野を除く各分野で1人又は3人の教授と准教授及び助教の各1人が、光医療・健康分野については准教授2人、経営系教員については教授2人と准教授1人が専任教員として配置されている。

また、起業に伴う実践的教育を補完するため、企業経営実務に関する様々な項目の専門家による非常勤講師を確保している。専任教員による授業担当コマ数は全体の約75%となっている。人員の補充により教育の一層の充実が期待される分野については募集を行い、専任教員の確保を可能にしている。特に専門性の高い技術項目については、それぞれ特任教授や客員教員を配置し、教育内容の充実が図られている。

これらのことから、教育課程を遂行するために必要な教員が確保されていると判断する。

3-1-③ 学士課程において、必要な専任教員が確保されているか。

該当なし

3-1-④ 大学院課程（専門職大学院課程を除く。）において、必要な研究指導教員及び研究指導補助教員が確保されているか。

当該大学院課程における研究指導教員数及び研究指導補助教員数は、17人（うち専任教授9人、特任教授1人、准教授7人）、4人となっている。

これらのことから、必要な研究指導教員及び研究指導補助教員が確保されていると判断する。

3-1-⑤ 専門職大学院課程において、必要な専任教員（実務の経験を有する教員を含む。）が確保されているか。

該当なし

3-1-⑥ 大学の目的に応じて、教員組織の活動をより活性化するための適切な措置（例えば、年齢及び性別のバランスへの配慮、外国人教員の確保、任期制や公募制の導入等が考えられる。）が講じられているか。

教育研究水準の維持、向上及び教育研究活動の活性化を図るため、年齢及び性別構成に配慮しつつ、民間企業出身者及び民間企業での実務経験者の確保が図られている。

平成20年3月現在、10人の教授のうち9人が60歳以上であり教授層の年齢がやや高く、女性教員は専任教員全体の約5%（1人）である。また民間企業出身者（民間企業での実務経験者を含む）は専任教員全体の約43%（9人）である。企業での実務経験がある場合は、応募書類に実務内容の記載を求めるなど、民間企業出身者に適切な候補者がいれば積極的に採用することとしている。また、女性教員についても積極的に採用することとしている。

これらのことから、教員組織の活動をより活性化するための措置が講じられていると判断する。

3-2-① 教員の採用基準や昇格基準等が明確かつ適切に定められ、適切に運用がなされているか。特に、学士課程においては、教育上の指導能力の評価、また大学院課程においては、教育研究上の指導能力の評価が行われているか。

大学院設置基準に規定する教員の資格に基づき教員選考規程が定められており、採用及び昇任は教員にふさわしい人格・識見及び産業創成に関する強い意欲・計画並びに教育能力、研究能力等を総合的に評価して行うこととされている。

教員採用及び昇任の手続きは、教員選考手続要領により教授会の審議を経て理事長が承認することとされており、教育研究上の指導能力については、選考の際の書類に経験等を明記させることにより評価している。

これらのことから、教員の採用基準や昇格基準等が明確に定められ、適切に運用がなされていると判断する。

3-2-② 教員の教育活動に関する定期的な評価が行われているか。また、その結果把握された事項に対して適切な取組がなされているか。

教育活動の評価方法を検討するための組織として教務委員会及び教職員会議、実施するための組織として自己点検・評価委員会、評価と改善のための制度として学生による授業評価や個々の学生・教員による四半期報告があり、相互に連携しながら教育活動全般を定期的に評価するとともに、評価結果に基づいた改善の取組がなされている。

経営系の教員と技術系の教員の連携による教育活動改善の取組例として、教務委員会を中心に、授業科目を経営系科目・技術系科目で縦割りに検討するのではなく、カリキュラム全体を「産業創成」と「教育システム」の視点で総合的に捉え直し、特に「産業創成」については、その概念から全教員間で議論を重ね、経営系及び技術系の両教員の意見交換と協同作業によって、カリキュラム改善の取組が行われている。

また、教員個人の評価に関して、平成19年度から教員個人データベースの構築に向けて準備している。

これらのことから、教員の教育活動に関する定期的な評価が行われており、その結果把握された事項に

対して適切な取組がなされていると判断する。

3-3-① 教育の目的を達成するための基礎として、教育内容等と関連する研究活動が行われているか。
授業科目の多くは、研究活動及び研究業績の内容に対応する特論等となっている。
また、分野ごとに学生を配属し、教員の研究活動と連携を取った指導ができるように工夫されている。
これらのことから、教育内容等と相関性を有する研究活動が行われていると判断する。

3-4-① 大学において編成された教育課程を展開するために必要な事務職員、技術職員等の教育支援者が適切に配置されているか。また、TA等の教育補助者の活用が図られているか。

事務局総務課内に配置された教務担当職員が教育課程に関連する事務を所掌するとともに、教務委員会の常任委員として教育課程の展開を支援しており、教育活動を含めた大学活動全般について検討する教職員会議にも、常時複数人の事務職員が出席し検討に参加している。

教育補助者の活用に関しては、後期3年のみの博士課程からなる当該大学にTAの制度がなじまないため、TAの採用は行っていないが、RA制度については導入の効果や問題点の検討が進められている。一般の大学におけるTAやRAの概念にとらわれず、当該大学での起業経験を経て自立し産業創成を担いつつある修了生を教育補助者として活用するなど、特色を発揮できるような教育補助者の制度が検討されている。

これらのことから、必要な事務職員等の教育支援者が適切に配置されており、教育補助者の活用に関しては当該大学独特の制度が検討されていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準3を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 経営系教員と技術系教員が密接に連携して、総合的な視点からカリキュラム改善の努力を行っている。

基準4 学生の受入

- 4-1 教育の目的に沿って、求める学生像や入学者選抜の基本方針が記載された入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）が明確に定められ、公表、周知されていること。
- 4-2 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）に沿って適切な学生の受入が実施され、機能していること。
- 4-3 実入学者数が、入学定員と比較して適正な数となっていること。

【評価結果】

基準4を満たしている。

（評価結果の根拠・理由）

- 4-1-1① 教育の目的に沿って、求める学生像や入学者選抜の基本方針等が記載された入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）が明確に定められ、公表、周知されているか。

大学の理念に基づき、次のとおりアドミッション・ポリシーが制定されている。

- ・ 社会人等としての具体的な活動、実践を通して体得した明確な目標や課題を保有していること
- ・ 課題を解決し、目標を達成するために光に関する未知未踏分野に挑戦し、先端光技術を駆使した新しい起業コンセプトあるいは構想を有していること
- ・ 起業実践による産業創成に対して強い意欲を有すること

アドミッション・ポリシーは学生募集要項に明確に示されるとともに、ウェブサイトでも公開されている。

これらのことから、入学者受入方針が明確に定められ、公表、周知されていると判断する。

- 4-1-2① 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）に沿って適切な学生の受入方法が採用されており、実質的に機能しているか。

アドミッション・ポリシーに沿って、明確な目的意識、強い意欲を持った学生を受け入れるため、書類審査及び面接審査によるビジネスプランのプレゼンテーション並びに口頭試問を実施しており、学力、学識に加え、起業実践による産業創成に強い意欲を持った学生の受入が図られている。

アドミッション・ポリシーに沿った学生を確保するため、9月及び2月の2回の入学者選抜を実施することとしており、また、入学時期は4月及び10月の2回を設定している。

なお、開学以降4年間の平均入学志願者数は、入学定員15人に対して8.8人であり、入学者33人中15人が特定企業からの出向者である。

これらのことから、入学者受入方針に沿った学生の受入方法が採用されており、在籍学生を見る限り、実質的に機能していたと思われるが、入学志願者数が入学定員を下回っている現状は改善を要すると判断する。

- 4-1-2② 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）において、留学生、社会人、編入学生の受入等に関する基本方針を示している場合には、これに応じた適切な対応が講じられているか。

アドミッション・ポリシーに、「社会人等としての具体的な活動、実践を通して体得した明確な目標や課題を保有していること」と示して、社会人の受入に取り組んでおり、当該大学の学生全員が社会人であ

る。

これらのことから、入学者受入方針に応じた対応が講じられていると判断する。

4-2-③ 実際の入学者選抜が適切な実施体制により、公正に実施されているか。

入学者選抜は、学則に基づき学長を委員長とする入試委員会を中心に全学的な体制で実施されている。

入学者選抜の実施に当たっては、入学者選抜試験実施要綱を作成し、全学的な組織である教授全員を構成員とした入試委員会で書類審査（入学資格審査、ビジネスプランの評価、実務実績の評価）を実施し、審査の結果、合格と認定した候補者について面接審査（プレゼンテーションの評価、人物評価（創業熱意・情熱、論理的思考、人間性、意志表現））を実施している。入学者選抜に合格とした候補者について教授会で審議の上、最終的に合否が決定されている。

これらのことから、入学者選抜が適切な実施体制により、公正に実施されていると判断する。

4-2-④ 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）に沿った学生の受入が実際に行われているかどうかを検証するための取組が行われており、その結果を入学者選抜の改善に役立てているか。

教授会での次年度学生募集要項の審議の際、受入後の学生がアドミッション・ポリシーに沿って、「実務実績」、「創業熱意」を持って活動していることを確認している。また、受入後は4月に教職員が参加する「全体ゼミナール」において、新入生のビジネスプラン紹介を行い、それ以後も全体ゼミナールにおいて学生の進捗状況報告を行い、教授会において受入後の検証を行っている。

これらのことから、入学者受入方針に沿った学生の受入が実際に行われているかどうかを検証するための取組が行われていると判断する。

4-3-① 実入学者数が、入学定員を大幅に超える、又は大幅に下回る状況になっていないか。また、その場合には、これを改善するための取組が行われるなど、入学定員と実入学者数との関係の適正化が図られているか。

入学定員は15人であり、開学以降4年間の入学志願者数、入学者数は平成17年度は入学志願者数10人、入学者数9人、平成18年度は入学志願者数7人、入学者数7人、平成19年度は入学志願者数9人、入学者数8人、平成20年度は入学志願者数9人、入学者数9人となっている。平成17～20年度の4年間の入学定員に対する実入学者数の比率の平均は0.54倍であり、入学定員充足率が低い。

学生確保のための取組として、各教員が分担して企業訪問や共同研究若しくは受託研究の促進に努めている。

これらのことから、入学定員充足率が低いと判断する。

以上の内容を総合し、「基準4を満たしている。」と判断する。

【改善を要する点】

- 入学志願者が少なく、入学定員充足率が低い。

基準5 教育内容及び方法

(学士課程)

- 5-1 教育課程が教育の目的に照らして体系的に編成されており、その内容、水準、授与される学位名において適切であること。
- 5-2 教育課程を展開するにふさわしい授業形態、学習指導法等が整備されていること。
- 5-3 成績評価や単位認定、卒業認定が適切であり、有効なものとなっていること。

(大学院課程)

- 5-4 教育課程が教育の目的に照らして体系的に編成されており、その内容、水準、授与される学位名において適切であること。
- 5-5 教育課程を展開するにふさわしい授業形態、学習指導法等が整備されていること。
- 5-6 研究指導が大学院教育の目的に照らして適切に行われていること。
- 5-7 成績評価や単位認定、修了認定が適切であり、有効なものとなっていること。

(専門職大学院課程)

- 5-8 教育課程が教育の目的に照らして体系的に編成されており、その内容、水準、授与される学位名において適切であること。
- 5-9 教育課程が当該職業分野における期待にこたえるものになっていること。
- 5-10 教育課程を展開するにふさわしい授業形態、学習指導法等が整備されていること。
- 5-11 成績評価や単位認定、修了認定が適切であり、有効なものとなっていること。

【評価結果】**基準5を満たしている。**

(評価結果の根拠・理由)

<学士課程>

該当なし

<大学院課程>

5-4-① 教育の目的や授与される学位に照らして、教育課程が体系的に編成されており、目的とする学問分野や職業分野における期待にこたえるものになっているか。

当該大学では、専攻する分野を中心とする諸科学技術及び起業（経営）に関する深い理解と十分な知識を有し、解決すべき課題を自ら発見し解決する能力を備え、産業創成を行いうる人材を養成することを目指しており、人材養成目標を達成するため、教育課程は経営系をⅠ類、技術系をⅡ類、起業実践・研究指導をⅢ類として構成されている。Ⅰ類及びⅡ類では、それぞれ光科学技術及び経営の基礎編を履修後、専門的かつ起業への具体的な対応編を設けることによって、光科学技術と経営に関する知識を体系的に理解できるようにしている。また、Ⅲ類では、Ⅰ類及びⅡ類での知識を基に起業と研究の実践が行えるよう体系化した構成を採っている。

これらのことから、教育課程が体系的に編成されていると判断する。

5-4-② 授業の内容が、全体として教育課程の編成の趣旨に沿ったものになっているか。

教育目標に従って経営系をⅠ類、技術系をⅡ類、起業実践・研究指導をⅢ類として授業科目が開設されており、基礎から大学院レベルまでを修得できる内容構成となっている。

平成19年度は、Ⅰ類では、学部レベルに相当する内容の起業経営の基礎理論に関するもの5科目（起業経営特論Ⅰ等）、起業実践につなげるもの5科目（未来論等）が開講され、Ⅱ類では、専攻の分野にかかわらず共通に光科学技術の基礎知識を修得するためのもの2科目（量子光学、レーザー工学特論）、各自の専攻の分野にあったもの10科目（光エネルギー変換論等）が開講されている。さらにⅢ類では、当該大学の特色である技術による起業の実践を行うもの2科目（講座研究ゼミナール、特別研究）が開講されている。

また、教育課程編成の趣旨に沿った形で授業科目が開設されているかどうかについて、カリキュラムの編成及び講義概要の点検・見直しを行っており、平成20年度からは授業科目を再編し、Ⅰ類に「企業経営」、「企業実践」、「ビジネスプラン演習」、Ⅱ類に「光システム工学」、Ⅲ類に「会社経営実務」の設定等を行っている。

これらのことから、授業の内容が、教育課程の編成の趣旨に沿ったものになっていると判断する。

5-4-③ 授業の内容が、全体として教育の目的を達成するための基礎となる研究の成果を反映したものとなっているか。

特論と称される授業科目については、担当教員の専門分野における最先端情報が主であり、必然的に教員の研究内容を反映している。

また、これらは確立された基礎知識の部分と最先端研究により得られた新知見の部分で構成されており、新知見の部分は、ベンチャー経営と各技術分野の最先端研究が授業の直接的内容となっている。

これらのことから、授業の内容が、全体として研究の成果を反映したものになっていると判断する。

5-4-④ 単位の実質化への配慮がなされているか。

当該大学では、多種多様な光科学技術により起業実践することを目的としていることから、入学した時期に所属分野を決定するとともに、原則として教授1人を主任指導教員として配置し、学生個々の指導を行う体制が採られている。

また、学生が自主的に講義の予習や復習を行えるように、講義概要には、授業内容、受講生に関わる情報、テキスト、参考書が掲載されている。講義では出席票により出欠を確認しているほか、起業活動及び教育活動が促進されるよう学生1人に1室の「起業ルーム」を確保している。

起業実践のための達成度確保のため、指導教員による個別指導や学生の自己点検システムである四半期報告による確認などで単位の実質化が図られている。さらに、講義が受講生1人ないし数人の少人数授業であることを活かして、講義と同時進行で学習効果の検証を行い、講義における学習密度を高める工夫や、講義担当教員が独自に、若しくは指導教員と相談した上で個別に補講を行うなど、学生の多様なニーズに対応しながら単位の実質化が図られている。

これらのことから、単位の実質化への配慮がなされていると判断する。

5-4-⑤ 夜間において授業を実施している課程（夜間大学院や教育方法の特例）を有している場合には、その課程に在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされているか。

該当なし

5-5-① 教育の目的に照らして、講義、演習、実験、実習等の授業形態の組合せ・バランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法の工夫がなされているか。(例えば、少人数授業、対話・討論型授業、フィードバック型授業、多様なメディアを高度に利用した授業、情報機器の活用等が考えられる。)

ケーススタディなどによる知識定着を通して、技術に立脚した経営者の基礎が講義されている。また、起業実践若しくはそれに相当する実践活動を特別研究により実施させ、講義で養成した基礎学力の定着が図られている。これら活動の検証は、講座研究ゼミナールにより実施させ、特別研究で定着させた基礎学力の高度化を図っている。さらに、講座研究ゼミナールにおける議論や、特別研究における学生自身の活動経験の積み上げによって、創造性や独自性を自らで高めるよう工夫がなされている。

特徴的な授業としては、未来論という講義を、創設者でもある理事長(客員教授)が自ら担当し、学生を直接指導している。これは、学生のビジネス進捗の報告を受けて、理事長自身の起業経験を学生に直接伝授するもので、当該大学に特徴的な起業家教育の形態と言える。

基礎知識の習得や実践に加え、外部から招聘された多数の起業家の経験を聞かせて疑似体験を行わせる教育的効果を狙った特別講義も開設されている。

講義とは別に、事業計画の進捗状況の定期的な自己点検が四半期報告書の提出により行われているほか、実践活動の報告を学生・教員・学長・理事長が一堂に会する全体ゼミナールで行うことにより、経験の共有による学習の相乗効果を目指している。

これらのことから、授業形態の組合せ・バランスが適切であり、教育内容に応じた適切な学習指導法の工夫がなされていると判断する。

5-5-② 教育課程の編成の趣旨に沿って適切なシラバスが作成され、活用されているか。

学生便覧に講義概要の項目を設け、講義内容・テーマ、授業内容、受講生に関わる情報、評価方法・基準、テキスト、参考書等の内容を授業科目ごとに記載している。学生便覧は入学時に配布され、指導教員の指導の下、学生に利用されている。

これらのことから、教育課程の編成の趣旨に沿って適切なシラバスが作成され、活用されていると判断する。

5-5-③ 通信教育を行う課程を置いている場合には、印刷教材等による授業(添削等による指導を含む。)、放送授業、面接授業(スクリーニングを含む。))若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、適切な指導が行われているか。

該当なし

5-6-① 教育課程の趣旨に沿った研究指導が行われているか。

入学直後に所属分野を決定し、指導教員を決定する制度を採っており、個別指導においても指導教員及び所属分野教員による多面的な指導が行われている。また、分野ごとにゼミナール及び特別研究の科目を設け、研究指導を単位として認定している。

講義で得た経営と技術の知識を基に、起業実践あるいはそれに相当する実践を行うための計画や検証は分野ゼミナールにて指導されている。また、学生の自己点検の機会として四半期報告の提出を義務付け、これを基にした指導も行われている。

これらのことから、教育課程の趣旨に沿った研究指導が行われていると判断する。

5-6-② 研究指導に対する適切な取組（例えば、複数教員による指導体制、研究テーマ決定に対する適切な指導、TA・RA（リサーチ・アシスタント）としての活動を通じた能力の育成、教育的機能の訓練等が考えられる。）が行われているか。

個別指導をより効果的に行うために、指導教員と所属分野教員を中心として指導する体制が採られている。

研究の状況やテーマによっては、必要時は適宜外部から客員教員を招聘することで、研究指導の強化が図られている。

光医療・健康、光情報・システム、光エネルギーの3分野では分野ゼミナールを共同で開催することで、指導の相互チェックを行うとともに、複眼的視点を与えることで若手教員の指導力向上を図っている。

このことから、研究指導に対する適切な取組が行われていると判断する。

5-6-③ 学位論文に係る指導体制が整備され、機能しているか。

論文の個別指導をより効果的に行うために、指導教員と所属分野教員を中心として指導する体制が構築されている。

学位審査に先立ち、最終年次の初期に予備審査が実施されており、全教員を前に学生が博士論文の予定内容を発表している。審査結果は、指導教員を通じて発表者に通知され、本審査に向けた個別指導が行われている。

また、1月末には公開審査会が実施されており、全教員を前に、学位申請予定の学生が論文内容を発表し、指導及び審査が行われている。全教員による議論を経て行われるため、指導教員及び若手教員の教育的機能の向上に役立つと考えられる。

これらのことから、学位論文に係る指導体制が整備され、機能していると判断する。

5-7-① 教育の目的に応じた成績評価基準や修了認定基準が組織として策定され、学生に周知されているか。

成績評価基準については、A（80点以上）、B（70点以上80点未満）、C（60点以上70点未満）、D（60点未満）の4段階で実施し、A、B、Cを合格、Dを不合格とすることが、教授会において定められている。

また、各講義等科目に係る評価方法は、講義概要の中に示されているほか、講義担当教員の講義内における指導によっても示されている。

学位認定基準は、学位授与検討委員会により検討され、教授会にて承認され制定されており、ビジネスプランに密接に関連した著書又は査読付き学術論文1編以上及びビジネス業績などを条件としている。学生には学生便覧や全体ゼミナールでの説明及び指導教員からの説明を個別に実施し、周知に努めている。

これらのことから、成績評価基準や修了認定基準が組織として策定され、学生に周知されていると判断する。

5-7-② 成績評価基準や修了認定基準に従って、成績評価、単位認定、修了認定が適切に実施されているか。

成績評価については、各教員が講義概要に記載した評価方法・基準に従っている。

修了認定については、学則、学位規則、学位審査取扱細則に従い、修了要件単位数の確認、博士論文の

審査、最終試験を経て教授会でやっている。

これらのことから、成績評価、単位認定、修了認定が適切に実施されていると判断する。

5-7-③ 学位論文に係る適切な審査体制が整備され、機能しているか。

開学3年目の平成19年度に初の審査対象学生が生じており、予備審査、公開審査及び本審査により、規則に準拠した審査が行われている。

審査体制は学位規則及び学位審査取扱細則で定められており、予備審査は教授会に設置された予備審査会で行われている。

また、公開審査及び本審査は審査委員会を設置し、行われている。審査委員会の委員及び主査は教授会が審査を付託された博士論文ごとに指名することとされており、当該研究科の3人以上の教員による複数審査制で審査が行われている。

これらのことから、学位論文に係る適切な審査体制が整備され、機能していると判断する。

5-7-④ 成績評価等の正確さを担保するための措置が講じられているか。

講義及び学生への研究指導に関しては、個々の学生の起業実践内容を踏まえた上で、分野内を中心とする教員間の情報交換により個々に対応しており、講義概要に従った教育の実施を基本に、相互のコミュニケーションが容易で、かつ機動性がある小規模組織の特長を活かし、教員の自律的な判断に基づく複数の教員による相互チェックにより評価の客観性が確保され、成績評価等の正確さを担保するための措置が講じられている。

これらのことから、成績評価等の正確さを担保するための措置が講じられていると判断する。

<専門職大学院課程>

該当なし

以上の内容を総合し、「基準5を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 小規模組織の特長を活かしたきめ細かい教育を実施し、指導教員と所属分野教員による多面的な研究指導が行われている。

基準6 教育の成果

6-1 教育の目的において意図している、学生が身に付ける学力、資質・能力や養成しようとする人材像等に照らして、教育の成果や効果が上がっていること。

【評価結果】

基準6を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

6-1-① 大学として、その目的に沿った形で、教養教育、専門教育等において、課程に応じて、学生が身に付ける学力、資質・能力や養成しようとする人材像等についての方針が明らかにされており、その達成状況を検証・評価するための適切な取組が行われているか。

当該大学の教育目標達成状況を評価するため、四半期報告書による意見収集と自己分析、分野ゼミナールや全体ゼミナールでの意見聴取、教務委員会及び教職員会議での検証・評価、外部評価などの取組が行われている。

教育の達成状況の検証事例として、学生と教職員が出席する全体ゼミナールにおける個々の起業活動報告に基づいた分析・検討では、毎回数人の学生が各自の起業活動状況を報告しており、技術的・経営的課題の議論を通して、学生の所属分野の垣根を越えて全教職員で学生の指導助言に当たる過程で、教育の達成状況について全学的検証が行われている。

これらのことから、教育目標等の達成状況を検証・評価するための適切な取組が行われていると判断する。

6-1-② 各学年や卒業（修了）時等において学生が身に付ける学力や資質・能力について、単位修得、進級、卒業（修了）の状況、資格取得の状況等から、あるいは卒業（学位）論文等の内容・水準から判断して、教育の成果や効果が上がっているか。

全学生が修了に必要な単位を修了年次までに修得している。また、起業プランを有する学生については全員が修了年次までに会社を起業していることは高く評価できる。起業プランを有さない企業派遣学生等についても、起業家と同じ視点で各自の課題である新事業の創出を実践的に学んでいる。

平成17年度の開学から、平成19年度末までの活動状況を定量的に示す指標として、学生が起業した会社11社（学生の48%）、学生（学生会社）による外部競争的資金獲得4件（総額689万円）、事業内容に直接関係する特許出願16件、事業内容に直接関係する内容での国際会議発表2回、学術誌への投稿8件（掲載済み論文7編）、マスメディア等による事業内容の紹介7件、各種コンペティション等の受賞2件がある。

これらのことから、教育の成果や効果が上がっていると判断する。

6-1-③ 授業評価等、学生からの意見聴取の結果から判断して、教育の成果や効果が上がっているか。

四半期報告書などを通じて、学生全員から意見が聴取されている。学生の意見は個別的・具体的であり、満足度等の客観的指標に置き換えるのは困難であるが、その内容には起業実践者としての基礎能力や資質の向上、シーズ・ニーズに関する情報の取得や両者のマッチングの達成など起業実践における問題解決及び失敗の経験も含めた実践的経験を通して獲得した知識を自己評価した意見が多く見受けられる。

これらのことから、教育の成果が上がっていると判断する。

6-1-④ 教育の目的で意図している養成しようとする人材像等について、就職や進学といった卒業（修了）後の進路の状況等の実績や成果について定量的な面も含めて判断して、教育の成果や効果が上がっているか。

起業志望の学生については全員が在学中に会社を設立している。

修了後の産業創成への寄与度を定量的に測る実績データを蓄積する制度については構築が検討されている段階である。

会社を設立した修了生の実績評価については、取締役就任している教員の取締役会への参加や株主向け資料などによる客観データの収集により可能となっている。

これらのことから、教育の成果や効果が上がっていると判断する。

6-1-⑤ 卒業（修了）生や、就職先等の関係者からの意見聴取の結果から判断して、教育の成果や効果が上がっているか。

修了生及び修了生の関係先から意見を聴取する制度については、構築を検討中であるが、会社を起業した修了生から聴取された意見として次の具体例がある。

- ・ 大学のゼミなどでビジネスプランや進捗状況を発表し、また発表について様々な指摘を受けたことが、ビジネスでの商談や発表などに役に立っている。
- ・ 会社内のトラブルが起きたときに、大学の教員が親身に相談に乗ってくれて助かった。会社の危機を乗り越えることができ、それが貴重な経験になった。
- ・ 指導する教員によっては、学生起業会社の取締役、監査役になっていて、会社運営の相談ができるので良い。特に会社設立当初の会社運営に関する相談が重要だった。
- ・ 指導教員以外の他分野の教員にも、論文指導を受けることができ良かった。

これらのことから、修了生からの意見聴取の結果から判断して、教育の成果や効果が上がっていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準6を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 起業志望の学生については、全員が修了年次までに起業している。

基準7 学生支援等

- 7-1 学習を進める上での履修指導が適切に行われていること。また、学生相談・助言体制等の学習支援が適切に行われていること。
- 7-2 学生の自主的学習を支援する環境が整備され、機能していること。また、学生の活動に対する支援が適切に行われていること。
- 7-3 学生の生活や就職、経済面での援助等に関する相談・助言、支援が適切に行われていること。

【評価結果】

基準7を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

7-1-① 授業科目や専門、専攻の選択の際のガイダンスが適切に実施されているか。

入学時に講義概要を記した学生便覧を配布し、入学者全員を対象とした全体ガイダンスで授業科目とその選択についての情報提供を行っている。さらに、少人数の個別指導体制を活かした個別ガイダンスを実施している。

これらのことから、ガイダンスが適切に実施されていると判断する。

7-1-② 学習相談、助言（例えば、オフィスアワーの設定、電子メールの活用、担任制等が考えられる。）が適切に行われているか。

少人数の大学であることを活かした日常的な個別指導により学習相談や助言が実施されている。また、指導教員以外の教員も学生と日常的にコミュニケーションを取っており、相談や助言の窓口として機能している。

教員スケジュールを学内外からインターネット上で確認できるグループウェア（サイボウズ）を導入しており、相談や助言のスケジューリングに対して機能していると思われる。

起業実践への支援として、外部カウンセラーによるメンタル面強化のサポートの試験的实施が始まっており、平成19年度には、心理的アプローチによりトラウマを解消し、若年時より抑圧された創造性、主体性、自信などを短時間で容易に取り戻すカウンセリング手法とされているPOMR（Process Oriented Memory Resolution）コンサルティングを実施している。

これらのことから、学習相談、助言が適切に行われていると判断する。

7-1-③ 学習支援に関する学生のニーズが適切に把握されているか。

カリキュラムで設定されている各教育項目の達成度については、学生自身が四半期報告書で自己診断を行っている。自己点検結果により学生がつまづき易い点を教員が抽出することで学習支援に関する学生の潜在ニーズが掘り起こされている。また、講義後の受講感想文（リアクション・ペーパー）も講義の改善に利用されている。

個別指導を通じたコミュニケーションを基本としたニーズの把握は、起業実践のビジネスの場を遠隔地としているケースへの対応や、起業実践における新たな仮説を立てるための準備を学外で行うケースなどに活かされている。

これらのことから、学習支援に関する学生のニーズが把握されていると判断する。

7-1-④ 通信教育を行う課程を置いている場合には、そのための学習支援、教育相談が適切に行われているか。

該当なし

7-1-⑤ 特別な支援を行うことが必要と考えられる者（例えば、留学生、社会人学生、障害のある学生等が考えられる。）への学習支援を適切に行うことのできる状況にあるか。また、必要に応じて学習支援が行われているか。

平成 20 年 5 月現在、全学生が社会人であり、そのうち 1 人が留学生となっている。起業家志望の学生への個別対応体制が基本機能として構築されているため、特別な支援への対応も必要に応じて行うことができる状況にある。また、バリアフリー化については、校舎正面玄関にスロープが整備され、講義室、実験実習室、試作支援室の各室は階段の昇り降りがないようすべて 1 階に配置されている。

これらのことから、特別な支援を行うことが必要と考えられる者への学習支援を適切に行うことのできる状況にあり、また、必要に応じて学習支援が行われていると判断する。

7-2-① 自主的学習環境（例えば、自習室、グループ討論室、情報機器室等が考えられる。）が十分に整備され、効果的に利用されているか。

自主的学習環境を整える目的で以下の施設・設備が整備されている。

- ・ 演習室（起業ルーム）

学生全員に割り当てられている自習室に相当する個室であり、電話やネットワークも整備されている。

- ・ 学生ルーム

起業実践という同じフィールドにおける学生間のコミュニケーション促進のために設置しており、互いの学習成果の共有や議論が日常的に行われている。

- ・ 情報・メディアセンター

高価で専門性の高いソフトウェアや大型プリンタなどの設備が使用できる環境が整備されており、センター内の設置端末からデータ解析や図面作成、研究発表用大型ポスターの作成などが行われている。

これらの施設・設備は学生便覧において、利用方法が説明されている。

これらのことから、自主的学習環境が十分に整備され、効果的に利用されていると判断する。

7-2-② 学生のサークル活動や自治活動等の課外活動が円滑に行われるよう支援が適切に行われているか。

大学公認の課外活動団体は存在していないが、運動施設として、テニスコート 2 面を配置している。

これらのことから、課外活動に対する配慮は行われていると判断する。

7-3-① 学生の健康相談、生活相談、進路相談、各種ハラスメントの相談等のために、必要な相談・助言体制（例えば、保健センター、学生相談室、就職支援室の設置等が考えられる。）が整備され、機能しているか。

少人数制の大学であることを活かした相談体制が整備されており、担当教員が各種相談の窓口の 1 つとして学生の各種相談に応じている。また、学校医による健康相談を定期的実施しているほか、各種ハラスメント（セクシュアル、パワー、アカデミック、モラル）を防止するための規程が整備されており、教員及び事務局職員計 4 人の相談員が窓口となる相談体制が構築されている。

これらのことから、必要な相談・助言体制が整備され、機能していると判断する。

7-3-② 生活支援等に関する学生のニーズが適切に把握されているか。

個別指導が基本であるため、担当教員が各種支援の窓口として機能している。

これらのことから、生活支援等に関する学生のニーズが適切に把握されていると判断する。

7-3-③ 特別な支援を行うことが必要と考えられる者（例えば、留学生、障害のある学生等が考えられる。）への生活支援等を適切に行うことのできる状況にあるか。また、必要に応じて生活支援等が行われているか。

少人数制の大学であることを活かした相談体制が整備されており、特に複数担当制が相談体制として機能することが期待できる。

これらのことから、特別な支援を行うことが必要と考えられる者への生活支援等を適切に行うことのできる状況にあると判断する。

7-3-④ 学生の経済面の援助（例えば、奨学金（給付、貸与）、授業料免除等が考えられる。）が適切に行われているか。

日本学生支援機構の第一種及び第二種奨学金制度の紹介を行っており、全学生 23 人中 3 人が第一種奨学金の給付を受けている。また、授業料免除制度及び納付猶予制度が整備されており、納付猶予制度については平成 17 年度 2 人、18 年度 4 人、19 年度 4 人、20 年度 4 人が利用している。

また、食堂完備の学生宿舎 1 棟が大学に隣接して整備されている。

これらのことから、学生の経済面の援助が適切に行われていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準 7 を満たしている。」と判断する。

基準 8 施設・設備

- 8-1 大学において編成された教育研究組織及び教育課程に対応した施設・設備が整備され、有効に活用されていること。
- 8-2 大学において編成された教育研究組織及び教育課程に応じて、図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料が系統的に整備されていること。

【評価結果】

基準 8 を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

- 8-1-① 大学において編成された教育研究組織の運営及び教育課程の実現にふさわしい施設・設備（例えば、校地、運動場、体育館、講義室、研究室、実験・実習室、演習室、情報処理学習のための施設、語学学習のための施設、図書館その他附属施設等が考えられる。）が整備され、有効に活用されているか。また、施設・設備のバリアフリー化への配慮がなされているか。

当該大学の校地面積は 26,733 m²、校舎面積は 3,716 m²で、学生 1 人当たりの面積は、それぞれ 594 m²、82 m²となっている。

講義室は、教育課程を実施する上で十分な数が確保されており、大教室にはプロジェクタやスクリーンなどの設備が整備されている。

当該大学の特徴である起業を実践するために学生 1 人に 1 室の演習室（起業ルーム）や実験実習をするための実験実習室及び試作を行う試作支援室も整備されていることは高く評価できる。

学生のための教育研究のための主な施設の状況は、次のとおりとなっており、大学院設置基準を満たしている。

- | | | |
|--------------|------|----------------------|
| ・ 講義室 | 3 室 | 208.37m ² |
| ・ 演習室（起業ルーム） | 26 室 | 309.54m ² |
| ・ 実験実習室 | 9 室 | 385.68m ² |
| ・ 試作支援室 | 2 室 | 41.25m ² |

バリアフリー化については、校舎正面玄関にスロープが整備され、講義室、実験実習室、試作支援室の各室は階段の昇り降りがなくすべて 1 階に配置されている。

これらのことから、大学において編成された教育研究組織の運営及び教育課程の実現にふさわしい施設・設備が整備され、有効に活用されており、また、バリアフリー化への配慮がなされていると判断する。

- 8-1-② 教育内容、方法や学生のニーズを満たす情報ネットワークが適切に整備され、有効に活用されているか。

教育の根幹である起業実践における情報ネットワークの重要性に鑑み、大学開学と同時に情報・メディアセンターが設置され、ネットワーク、各種サーバ、パソコン等の情報環境が整備されている。

情報ネットワークの構成は次のとおりである。

- ・ バックボーンは 2Gbps 又は 1Gbps
- ・ VLANにより複数の論理的ネットワークを多重化
- ・ 全館で無線 LAN が使用可能
- ・ 対外線は商用のインターネット接続サービスにて 100Mbps で接続

- ・ 学術情報ネットワーク（SINET）とは商用回線を介して接続

情報管理に対する多様な要望に柔軟に対応可能なネットワーク構成を取りながら、情報の共有や交流を活性化させるサービスを整備することで、情報流通を適正に行うことが可能な情報ネットワークが整備され有効に活用されている。

情報・メディアセンター担当教員を配置するとともに外部企業への業務委託を行うことにより情報環境のメンテナンス体制が整備され、セキュリティについてもファイアーウォールの設置、ウイルスチェック等の必要な対策が行われている。

これらのことから、情報ネットワークが適切に整備され、有効に活用されていると判断する。

8-1-③ 施設・設備の運用に関する方針が明確に規定され、構成員に周知されているか。

施設・設備等を常に良好な状態に管理し、有効に運用するため、固定資産及び物品の管理規程を定め、学内限定ウェブサイトに掲載することによって構成員に周知している。また、施設・設備の紹介や利用方法は学生便覧に掲載することで、周知が図られている。

設備の専有化や用途の固定化を排除するため、学内限定ウェブサイトにも共通設備一覧が掲載され、有効活用が図られている。

これらのことから、施設・設備の運用に関する方針が明確に規定され、構成員に周知されていると判断する。

8-2-① 図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料が系統的に整備され、有効に活用されているか。

附属図書館は、特定日を除き24時間開館しており、座席数は32席となっている。また、学生及び教職員が活動する諸施設に極めて近く、かつアクセスが良いことから、学生及び教職員に活用されている。

図書については、新産業創成のための技術と経営の連携・融合を促進すべく、関連する基礎学問を始めとする、光を中心とした理学、工学、農学、医学及び会計学・経営学に関する教科書・参考書が分野ごと系統的に整備されている。教育研究の進展に伴い、個々の教育研究テーマのニーズに迅速に応じる形で新規購入が進められており、蔵書数は平成19年度末現在、洋書と和書を合わせて1,160冊（開学時573冊、平成17年度新規購入270冊、平成18年度同184冊、平成19年度同133冊）となっており、学生の自主的な学習に資するために、講義概要で指定された教科書・参考書も整備されている。

図書の選定に当たっては、起業に係る研究の緊急性に応じ、図書委員会による審査と購入・配架が行われている。

貸出冊数は、平成19年度においては147冊（うち学生分73冊）となっている。

学術雑誌については、毎年コアジャーナルを選定しており、平成19年12月現在は74タイトルを提供している。また、電子ジャーナルについては、教員・学生の研究分野に応じたものを選定しており、平成19年度は10タイトルを提供している。そのほか、教員・学生が研究する上での基礎的資料となるオンライン検索環境の整備も進められており、利用料無料のGoogle scholarの紹介や、英国国立図書館のinside webサービスを導入している。

これらのことから、教育研究上必要な資料が系統的に整備され、有効に活用されていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準8を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 学生1人に1室の演習室（起業ルーム）を設けている。

基準 9 教育の質の向上及び改善のためのシステム

- 9-1 教育の状況について点検・評価し、その結果に基づいて改善・向上を図るための体制が整備され、取組が行われており、機能していること。
- 9-2 教員、教育支援者及び教育補助者に対する研修等、その資質の向上を図るための取組が適切に行われていること。

【評価結果】

基準 9 を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

9-1-① 教育の状況について、活動の実態を示すデータや資料を適切に収集し、蓄積しているか。

学業成績や学生起業データ等の統計資料及び教育活動を報告した教員の四半期報告書が収集、蓄積されている。

また、教職員会議がファカルティ・ディベロップメント（以下「FD」という。）活動の機会として利用されており、その議事録が記録・蓄積されている。そのほか、教員業績データベースも構築中である。

これらのことから、教育の状況について、活動の実態を示すデータや資料を適切に収集し、蓄積していると判断する。

9-1-② 学生の意見の聴取（例えば、授業評価、満足度評価、学習環境評価等が考えられる。）が行われており、教育の状況に関する自己点検・評価に適切な形で反映されているか。

学生の自己点検のための四半期報告書によって副次的に学生の意見が聴取されている。その結果は教授会で審議されており、教育活動を含めた大学運営全般に反映されていると思われるが、大学の対応が学生に分かり易く説明されているとは言い難い。

また、学生は教職員と学生全員が参加する全体ゼミナールで教育の状況について直接意見を述べることができるようになってきているが、学生が意見を述べ易い雰囲気の醸成が望まれる。

学生の意見を改善に活かした例として、学内グループウェア（サイボウズ）を活用した個々の教員のスケジュール表示や起業経験者による特別講義の実施などがある。

これらのことから、学生の意見を聴取し、自己点検・評価に反映させるための一層の努力が必要であると判断する。

9-1-③ 学外関係者（例えば、卒業（修了）生、就職先等の関係者等が考えられる。）の意見が、教育の状況に関する自己点検・評価に適切な形で反映されているか。

平成 20 年 12 月から、修了生 1 人に評議員就任を依頼するなど、学外関係者から意見を聴取する制度の構築を検討中である。

これらのことから、学外関係者の意見が教育の状況に関する自己点検・評価に適切な形で反映するべく努力中であると判断する。

9-1-④ 評価結果がフィードバックされ、教育の質の向上、改善のための取組が行われ、教育課程の見直し等の具体的かつ継続的な方策が講じられているか。

教育の状況を継続的に自己評価するための組織体制として自己点検・評価委員会が設置されている。また、評価結果を反映して具体的・継続的に教育改善の方策を講じる体制として教務委員会が設置されており、カリキュラム見直し等の取組が行われている。

教育状況の評価結果は教職員会議にもフィードバックされ、教育改善を全学的な取組にしていることは会議の議事内容からも推察できる。

これらのことから、評価結果がフィードバックされ、教育の質の向上、改善のための取組が行われ、具体的かつ継続的な方策が講じられていると判断する。

9-1-⑤ 個々の教員は、評価結果に基づいて、それぞれの質の向上を図るとともに、授業内容、教材、教授技術等の継続的改善を行っているか。

個々の教員による教育の改善が継続的になされるように、教員の四半期報告書に教育改善の具体的内容が盛り込まれている。また、平成20年度中の運用を予定している教員業績データベースに「学生指導や講義などの試みの内容、課題」を記入する欄を設け、教育改善の具体的内容を記述することとしている。そのほか、教職員会議で評価結果に基づき改善意識が共有化されており、取組事例の紹介や改善提案が行われている。

教育改善の具体例としては、平成19年度と20年度の講義概要を比較すると、内容の充実が認められる。

これらのことから、個々の教員は、評価結果に基づいてそれぞれの質の向上を図るとともに、継続的改善に努めていると判断する。

9-2-① ファカルティ・ディベロップメントについて、学生や教職員のニーズが反映されており、組織として適切な方法で実施されているか。

学生や教職員のニーズを汲み上げる制度として四半期報告書と受講感想文（リアクション・ペーパー）がある。また、全体ゼミナールも学生のニーズを聴取する機会となっており、学生のニーズは「学生要望対応リスト」としてまとめられている。

教職員会議をFD活動の場として活用しており、教育の質の向上についての議論や具体的な教育方法の検討、教職員研修の起案等が行われている。また、ここでの議論を通して教育方法や組織体制の改善を企画・実行する作業部会が組織されている。

これらのことから、FDについて、学生や教職員のニーズが反映されており、組織として適切な方法で実施されていると判断する。

9-2-② ファカルティ・ディベロップメントが、教育の質の向上や授業の改善に結び付いているか。

FD活動の結果として、授業方法の改善や学生の起業サポート体制の充実が図られているほか、講義概要の内容が充実されている。「学生要望対応リスト」としてまとめられ学生のニーズにFD活動を通じて対応した例では、「ビジネスプラン構築技術を習得したい」との要望に対して、起業支援プログラムの作成のほか、実施されている授業を拡大し、ビジネスプラン構築と磨き上げの個別指導を開始している。

これらのことから、FDが教育の質の向上や授業の改善に結び付いていると判断する。

9-2-③ 教育支援者や教育補助者に対し、教育活動の質の向上を図るための研修等、その資質の向上を図るための取組が適切になされているか。

FD活動の場である教職員会議、全体ゼミナールに事務職員も参加しており、教育の質向上への意識の共有が図られ、研修の役目を果たしている。

これらのことから、教育支援者に対し、その資質の向上を図るための取組が適切になされていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準9を満たしている。」と判断する。

【改善を要する点】

- 四半期報告書や全体ゼミナールなどは優れた取組ではあるが、学生の意見を取り入れるためのシステムとしては十分に機能しているとは言い難い。

基準 10 財務

- 10-1 大学の目的を達成するために、教育研究活動を将来にわたって適切かつ安定して遂行できるだけの財務基盤を有していること。
- 10-2 大学の目的を達成するための活動の財務上の基礎として、適切な収支に係る計画等が策定され、履行されていること。
- 10-3 大学の財務に係る監査等が適正に実施されていること。

【評価結果】

基準 10 を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

10-1-① 大学の目的に沿った教育研究活動を安定して遂行できる資産を有しているか。また、債務が過大ではないか。

平成 19 年度末現在、当該大学の設置者である学校法人の資産は、固定資産 830,921 千円、流動資産 538,404 千円であり、資産の部合計 1,369,325 千円である。負債については、固定負債 19,466 千円、流動負債 34,375 千円、負債の部合計 53,841 千円であるが、長期借入金及び短期借入金は有していない。

基本金については、合計 870,183 千円であり、当該大学が教育研究活動を安定して遂行するために必要な校地、校舎、設備、図書等の資産をすべて基本金に組み入れている。また、翌年度繰越消費収入超過額 445,301 千円の状況にある。

これらのことから、教育研究活動を安定して遂行できる資産を有しており、債務が過大ではないと判断する。

10-1-② 大学の目的に沿った教育研究活動を安定して遂行するための、経常的収入が継続的に確保されているか。

当該大学の設置者である学校法人の経常的収入としては、学生生徒等納付金、手数料、寄付金、資産運用収入、事業収入等で構成している。当該大学は、入学定員 15 人（収容定員 45 人）の博士課程後期のみを置く大学院大学であり、平成 17 年度からの 3 年間の学校法人の帰属収入は、年平均約 420,000 千円で推移し、そのうち主な経常的収入としては、寄付金収入が帰属収入の約 8 割を占め、学生生徒等納付金収入が約 1 割となっている。また、平成 20 年 5 月末現在の収容定員充足率は、51%（平成 17 年度以降の平均入学定員充足率は 54%）の状況である。

なお、当該法人は、収容定員が未充足のため、消費支出に見合う帰属収入を得ていないことから、平成 16 年度学校法人設立以降、資金収支決算書における次年度繰越支払資金及び消費収支計算書における翌年度繰越消費収入超過額が毎年度減少している。このため、帰属収入の約 8 割を占める寄付金収入については、特定 2 社（日本私立学校振興・共済事業団の受配者指定寄付金制度を適用）に対して、当該大学の教育研究活動の現況及びその成果を示し、理解と協力を得て、継続的に確保していくこととしている。さらには、安定した学生数の確保、国の競争的資金等の外部資金の獲得、共同研究・受託研究（技術相談を含む）の推進、平成 20 年度以降の私立学校等経常費補助金の確保等、寄付金収入以外の経常的収入の増加に努めていくこととしている。

これらのことから、教育研究活動を安定して遂行するための、経常的収入の継続的な確保に努めていると判断する。

10-2-① 大学の目的を達成するための活動の財務上の基礎として、適切な収支に係る計画等が策定され、関係者に明示されているか。

当該大学の収支計画等については、会計委員会において学内各種委員会と予算折衝を経て予算原案を作成し、教授会で収支予算及び事業計画を審議した上で、私立学校法及び寄附行為に基づき設置者である学校法人の評議員会の意見を聞いた上で、理事会において決定している。

また、これらの収支計画等は、当該大学の学内各種委員会を通じて教職員に対し周知を行っている。これらのことから、収支に係る計画等が策定され、関係者に明示されていると判断する。

10-2-② 収支の状況において、過大な支出超過となっていないか。

平成 19 年度末現在、当該大学の設置者である学校法人の収支状況は、資金収支決算書における次年度繰越支払資金は 529,394 千円、消費収支計算書における当年度消費支出超過額は 150,453 千円であり、翌年度繰越消費収入超過額は 445,301 千円となっている。

しかしながら、当該法人は、収容定員が未充足のため、消費支出に見合う帰属収入を得ていないことから、平成 16 年度学校法人設立以降、次年度繰越支払資金及び翌年度繰越消費収入超過額が毎年度減少している。このため、人件費等の削減による支出の抑制、安定した学生数の確保、帰属収入の約 8 割を占める寄付金収入の継続的な確保、国の競争的資金などの外部資金の獲得、共同研究・受託研究（技術相談を含む）の推進、平成 20 年度以降の私立学校等経常費補助金の確保等により、収支バランスの適正化に努めていくこととしている。当該法人の収支計画等に係る中長期計画によれば、平成 23 年度までにキャッシュフローベースで収支バランスの均衡化を、消費収支ベースでは帰属収入に対する当該年度消費支出超過額を 10%程度に圧縮することを目指している。また、平成 20 年度事業計画においても、人件費の抑制、外部資金の獲得、学生獲得活動の強化を掲げ、経常的収入の増加に努めることとしている。

これらのことから、収支の状況において、過大な支出超過とならないように努めていると判断する。

10-2-③ 大学の目的を達成するため、教育研究活動（必要な施設・設備の整備を含む。）に対し、適切な資源配分がなされているか。

当該大学の予算配分に当たっては、予算編成の基本方針に基づき、教員に一律配分される個人研究費（基盤費）のほか、学内競争的資金として教職員に募集し、会計委員会によるヒアリング、教授会による審査を経て、学長が最終決定して配分される学術研究助成金（新産業プロジェクト）を設けている。なお、採択したプロジェクトについては、教職員会議において報告している。

施設・設備については、平成 17 年度（開設年）は機械装置、事務用機械・器具及び図書の購入、平成 18 年度（開設 2 年目）は機械装置、事務用機械・器具、図書の購入に加え、環境整備費を設け、重点的に施設・設備（演習室（起業ルーム）の増設に伴う改修工事、空調設備工事、飛散防止ウィンドフィルム貼り付け等）を整備、平成 19 年度（開設 3 年目）は機械装置、事務用機械・器具、図書の購入に加え、談話室改修工事、空調設備工事、研究室換気及び空調工事、光ケーブル埋設等を行い、教育研究環境の充実を図っている。

また、学生に対しては、教育研究活動のための学生指導費を設け、学生が研究指導教授と相談し、その承認を経て使用している。

これらのことから、教育研究活動に対し、適切な資源配分がなされていると判断する。

10-3-① 大学を設置する法人の財務諸表等が適切な形で公表されているか。

私立学校法に基づき、財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書、監事作成の監査報告書を備えて置き、在学生及びその他の利害関係人から請求があった場合は、当該法令に従い閲覧に供している。

また、財務諸表等について、当該大学のウェブサイトで公表している。なお、当該法人は、私立学校振興助成法の適用を受けないが、平成16年度から当該法令により適用される学校法人会計基準に基づいて会計処理を行っている。

これらのことから、財務諸表等が適切な形で公表されていると判断する。

10-3-② 財務に対して、会計監査等が適正に行われているか。

財務に関する会計監査については、監事の監査、会計監査人（監査法人）の監査及び内部監査を行っている。

監事の監査は、毎年の期中及び決算期に行っている。監査規程については、監事の監査すべき内容の明確化や監査を支援する体制の構築等、実効ある監査が行われるよう平成19年3月に改正している。

なお、当該法人は、私立学校振興助成法の適用を受けないが、当該法令の規定に準じて会計監査人（監査法人）による任意監査を行っている。

また、内部監査については、平成19年3月に監査組織を理事長の直轄部門とする内部監査規程を制定している。その監査組織は、教職員の中から理事長が内部監査責任者及び内部監査担当者を任命し、既存の教員組織や事務組織とは別に独立して実地監査又は書面調査を実施することとしている。監査後の措置については、内部監査終了後、内部監査責任者が「内部監査意見書」を作成し、理事長に提出することとしており、理事長が必要があると認めるときは、業務是正の指示を行い、その改善状況を理事長及び内部監査責任者に報告することを義務付けている。

これらのことから、財務に対して、会計監査等が適正に行われていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準10を満たしている。」と判断する。

基準 11 管理運営

- 11-1 大学の目的を達成するために必要な管理運営体制及び事務組織が整備され、機能していること。
- 11-2 管理運営に関する方針が明確に定められ、それらに基づく規定が整備され、各構成員の責務と権限が明確に示されていること。
- 11-3 大学の目的を達成するために、大学の活動の総合的な状況に関する自己点検・評価が行われ、その結果が公表されていること。

【評価結果】

基準 11 を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

11-1-① 管理運営のための組織及び事務組織が、大学の目的の達成に向けて支援するという任務を果たす上で、適切な規模と機能を持っているか。また、必要な職員が配置されているか。

当該大学は、後期3年のみの博士課程からなる大学院大学であり小規模であることから、各教授が学長を直接補佐する体制を採っている。

管理運営のための組織として、理事会、評議員会、監事、教授会、教職員会議、学内各種委員会が設置されている。理事会は、理事長、理事、学長（理事）、事務局長（理事）で構成され、管理運営の方針等に関わる重要事項が審議されている。理事には経済界の人材を非常勤として配置している。

事務組織は、理事を兼ねる事務局長が、学長の監督の下に事務を掌理しており、組織は一元化されている。職員数は正規職員6人、派遣職員3人となっている。

危機管理に対応する体制として安全衛生委員会を設置しており、安全管理規程を定めている。また、安全衛生委員会において緊急連絡網を整備している。

これらのことから、管理運営のための組織及び事務組織が適切な規模と機能を持っており、また、必要な職員が配置されていると判断する。

11-1-② 大学の目的を達成するために、学長のリーダーシップの下で、効果的な意思決定が行える組織形態となっているか。

当該大学では学長のリーダーシップによる機動的な大学運営が推進されている。

学長が研究科長を兼務しており、教授会を主宰して大学の方針等に関わる重要事項の審議を行うことにより、迅速な意思決定と執行がなされている。例えば、学内における競争的資金経費である「学術研究助成金（新産業創成プロジェクト経費）」採択の場合、会計委員会委員長の判断で審査が行われ、その後、教授会で学長の意見を踏まえて採択の可否が決定されている。

これらのことから、学長のリーダーシップの下で、効果的な意思決定が行える組織形態となっていると判断する。

11-1-③ 学生、教員、事務職員等、その他学外関係者のニーズを把握し、適切な形で管理運営に反映されているか。

学生からはアンケート調査や全体ゼミナール、教職員からは教授会や教職員会議において意見聴取を行っている。さらに、学生、教員共通で四半期報告書の提出やイベント参加、毎日の昼食時等様々な機会

で意見聴取や意見交換が行われているが、聴取した意見を改善に活かす一層の努力が期待される。

学外関係者のニーズは各種イベント、大学説明会時において意見交換を行い、アンケートによる意見収集を行うことにより吸い上げられている。また、毎年後期に開講する公開講座で企業や自治体、市民からの意見聴取が行われている。

聴取した意見が反映された例として、試作支援室の設置、学生募集委員会の設置、各地における大学説明会の開催などがある。

これらのことから、学生、教員、事務職員等、その他学外関係者のニーズが把握され、管理運営に反映されているが、なお一層の努力が必要であると判断する。

11-1-④ 監事が置かれている場合には、監事が適切な役割を果たしているか。

監査については、監事監査規程に基づき、監事による監査が実施されている。また、内部監査規程を策定して、内部監査に着手している一方、監査法人による外部監査を平成19年度から実施している。

監事は理事会に出席しており予算・決算の運営状況と予算執行方法を報告し、意見交換を行っている。そのほか、監事は必要に応じて業務の実施について確認を行っており、監査法人、内部監査担当者と連携を保ちながら情報交換を行っている。

これらのことから、監事が適切な役割を果たしていると判断する。

11-1-⑤ 管理運営のための組織及び事務組織が十分に任務を果たすことができるよう、研修等、管理運営に関わる職員の資質の向上のための取組が組織的に行われているか。

SD（スタッフ・ディベロップメント）活動に関連しては、平成19年度に管理職がハラスメント関係セミナーに参加している。また、私学経営研究会や日経ビジネススクールに加入しており、各種セミナーに参加している。

これらのことから、管理運営に関わる職員の資質の向上のための取組が組織的に行われていると判断する。

11-2-① 管理運営に関する方針が明確に定められ、その方針に基づき、学内の諸規定が整備されるとともに、管理運営に関わる委員や役員の選考、採用に関する規定や方針、及び各構成員の責務と権限が文書として明確に示されているか。

管理運営のための組織として、寄附行為及び研究科教授会規則に基づき、理事会、評議員会及び教授会が設置されている。理事会に係る業務は理事会業務委任規則に基づき、理事会の業務、理事長への委任業務、理事長への委任業務の常務理事への複委任を規定している。

管理運営に関わる者の選考については、学長の選考は学長選考規程により選考の上、理事会の議を経て理事長が決定することとされている。学長以外の理事については、評議員のうちから評議員会で、又は、学識経験者のうちから理事会で選任されている。役員以外の管理運営に関わる者の選考については、研究科教授会規則により教授会を主宰する学長の下、教授会で審議することとされており、学長がリーダーシップを發揮できる体制になっている。

これらの管理運営組織を通して、毎年度、管理運営に関する方針を含む事業計画が策定されている。

これらのことから、管理運営に関する方針が明確に定められ、その方針に基づき、学内の諸規定が整備されるとともに、管理運営に関わる委員や役員の選考、採用に関する規定や方針、及び各構成員の責務と

権限が文書として明確に示されていると判断する。

11-2-② 適切な意思決定を行うために使用される大学の目的、計画、活動状況に関するデータや情報が、蓄積されているとともに、大学の構成員が必要に応じてアクセスできるようなシステムが構築され、機能しているか。

大学の理念や目的、教員や学生の活動状況に関する情報はウェブサイトに掲載されている。また、学内限定ウェブサイトからは大学の活動に関する教員のスケジュールなどの情報を引き出すことができるようになっている。

これらのことから、大学の目的、計画、活動状況に関するデータや情報が、蓄積されているとともに、大学の構成員が必要に応じてアクセスできるようなシステムが構築され、機能していると判断する。

11-3-① 大学の活動の総合的な状況について、根拠となる資料やデータ等に基づいて、自己点検・評価が行われているか。

学則及び自己点検・評価委員会規程に基づき、学長、事務局長等の役員並びに教員、事務職員により構成されている自己点検・評価委員会が実施主体となり、自己点検・評価の企画、実施、報告書作成等を行う体制となっており、平成20年3月に自己点検・評価を行っている。

これらのことから、大学の活動の総合的な状況について、自己点検・評価が行われていると判断する。

11-3-② 自己点検・評価の結果が大学内及び社会に対して広く公開されているか。

四半期報告書の作成により、自己点検・評価の結果の学内における共有化が図られている。また、自己点検・評価報告書や外部評価報告書を構成員、関係機関へ配布するとともにウェブサイトに公開している。

これらのことから、自己点検・評価の結果が公開されていると判断する。

11-3-③ 自己点検・評価の結果について、外部者（当該大学の教職員以外の者）による検証が実施されているか。

自己点検・評価報告書を基に、平成20年4月に大学関係者、企業関係者、マスメディア関係者、行政関係者からなる外部評価委員会による評価が行われている。

これらのことから、自己点検・評価の結果について、外部者による検証が実施されていると判断する。

11-3-④ 評価結果がフィードバックされ、管理運営の改善のための取組が行われているか。

自己点検・評価の結果を大学の教育研究活動等の改善・充実に反映させることが学則で明確にされており、自己点検・評価の結果については自己点検・評価委員会で改善を要する点がまとめられ、学長へ報告されている。

これらのことから、評価結果がフィードバックされ、管理運営の改善のための取組が行われつつあると判断する。

以上の内容を総合し、「基準11を満たしている。」と判断する。

【更なる向上が期待される点】

- 自己点検・評価の結果がフィードバックされ、管理運営の改善に活かされているが、開学後間もないこともあり、今後の進展が期待される。

<参 考>

i 現況及び特徴（対象大学から提出された自己評価書から転載）

1 現況

- (1) **大学名** 光産業創成大学院大学
- (2) **所在地** 静岡県浜松市西区呉松町1955番1
- (3) **学部等の構成**
 学部：該当なし
 研究科：光産業創成研究科
 附属研究所：該当なし
 関連施設：リエゾンセンター、情報・メディアセンター
- (4) **学生数及び教員数（平成20年5月1日現在）**
 学生数：学部 0人，大学院24人
 専任教員数：20人
 助手数：0人

2 特徴

光産業創成大学院大学は、社会のニーズと無限の可能性が広がる光のもつシーズとを融合させることで、光技術を基に未知未踏の新しい産業を創成しうる人材の養成のみならず、学生は指導教員と協力して実際に起業するという他に類を見ない特徴を持っている。

日本の大学や大学院の多くは、社会に学生を送り出すことを目的とした、知識や研究技能を提供する高等教育機関であるが、本学は「起業」を通じて社会での実務実践を促し、成果を出すことを目的とする「従来の大学が担ってこなかった役割」を持つ。現在、実務者を経営者として人材を養成することを目的としたMOTや「起業家養成」目的の大学院研究科は数多く存在するが、本学のように実際に「起業」を教学の柱とし、その成果を博士論文にして、「学位」を取得することを目的とした高等教育機関は、日本において本学が初めての試みである。

本学は、技術と経営を融合した起業実践において、新しい手法を編み出すことによる新産業創成を推進しており、ただ単に「起業」を通じての実践的な教育を行うだけでなく、21世紀の産業基盤となりつつある光技術を通じて新しい価値の創出を行い、ひいては学生による「起業」が日本の将来の基幹産業となるべき新産業の創成につながることを目指している。

このことから、本学は、光産業創成を目的とした大学院大学として博士課程後期のみを設置しており、入学生は主として社会人を中心に受け入れるとともに、全国の大学院等からも受け入れることとしている。受け入れる学生の専門分野は特に理工系に限らず幅広い分野を視野

においている。志を持ち構想力と行動力により価値を創造し、研究、技術開発、起業を総合的、統一的に遂行することにより産業創成を目指そうとする人材を育成することとしている。

本大学院大学を修了した者は、自ら起業家として新産業を興すことが期待されるとともに、企業からの派遣学生の場合は派遣元企業に戻り、自身が開発した事業の維持拡大に努めることにより、日本の新産業創成、さらに世界への発信を通じた国内経済の高揚を実現できることが期待される。

以上のように、これまでの大学及び大学院と全く異なった新しい構想による大学院大学として設置されたものである。

ii 目的（対象大学から提出された自己評価書から転載）

1. 大学の理念・目的

本学は光と生命体、物質、情報等とのかかわりに関する学理と知見を基礎に置きつつ、光の発生、変換・制御、利用に関する最先端技術を駆使し、光の各種機能を連携・融合、さらにそれらの技術と経営の融合に関する研究開発を教授研究し、その深奥をさわめ、新産業を自ら実践しうる人材養成を行うことを目的とする。

2. 教育に関する方針・目標

(1) 入学者の受け入れ

【方針】：本学における建学の精神は、「光を用いて未知未踏の新しい産業を創成しうる人材の養成」にある。その実現のため、本学では、学生指導教員と協力し新産業を興すことを目的として、実際に起業していく点に特徴がある。この建学の精神に沿った課題に対して情熱を持って積極的に取り組む姿勢を持つ社会人等を受け入れる。また、そのための受け入れ体制を整備し、周知・公表する。

【アドミッション・ポリシー】：本学のアドミッション・ポリシーは以下に示される。

- ・社会人等としての具体的な活動、実践を通して体得した明確な目標や課題を保有していること。
- ・課題を解決し、目標を達成するために光に対する未知未踏分野に挑戦し、先端技術を駆使した新しい起業コンセプトあるいは構想を有していること。
- ・起業実践による産業創成に対して強い意欲を有すること。

(2) 教育内容・教育方法の充実

【方針】：本学では、魅力ある大学院大学として、わが国唯一の博士「光産業創成」の課程が光の時代といわれる21世紀における我が国の発展につながるべく、教育研究活動を通じて、より本学の趣旨に沿った発展性ある事業を計画し、教育研究機能の充実・強化及びチャレンジ精神豊かな学生を獲得するための活動を行っている。

【目標】：教育の実施に伴い、カリキュラムを整備し、学生への講義内容、成績評価基準の明記などシラバスの充実、正規課程以外の科目などの有効活用等を行っている。

- ・ 起業実践の充実・活性化のための経営系及び技術系において、応用及び実践を重視した科目等を配慮している。
- ・ 設置科目に加え、学生のニーズに柔軟に対応すべく正規課程以外の講座等（特別講義など）を有効に活用している。

3. 光産業を志向した応用研究の推進

本学では、光科学技術に関するシーズ醸成のための基盤研究と社会が求めるニーズに対応するためのプロジェクト研究を推進し、産業創成につながる本学の研究活動の更なる展開及び研究成果の積極的な実用化を行う。これが学生への教育のみならず、学生企業との連携、融合を促す手段ともなりえる。

4. 教育研究環境の整備・充実

急速に進展する光技術に応じた教育・研究機器の大幅な性能向上、及び新しい技術による光産業創成のための教育・研究環境の整備を進めてきている。教育・研究の遂行上、必須の機器・設備の充実、及び学内外における既存の機器・設備の有効利用を図ってきている。

5. 学生の確保と修了生への支援

光技術による新たな産業を創出しうる優秀かつ熱意のある起業家となる人材の確保は本学の趣旨、目的を達成

するための最重要課題である。また、インキュベーター施設の情報提供・斡旋、大学と起業会を中心としたネットワークの構築等の起業した修了生への支援、及び起業した会社の発展は、光産業創成の活性化とともに入学志願者増大のためにも大切な今後の課題である。

6. 社会貢献

地域社会をはじめ幅広い地域を対象に、本学教員による「光を用いた起業実践」をテーマとした公開講座の実施（浜松市内年6回程度）や技術相談、共同研究、受託研究を通して、本学の起業実践や光技術に関する研究活動の成果を提供することにより、光産業の振興、活性化を図る。また、「光産業の創成」に関する国・地方公共団体等の公的機関との関係を構築してきている。

7. 施設・設備の整備充実

施設及び施設に付帯する設備に関して整備を推進してきた。耐用年数経過等による劣化等の点検を実施し、これを踏まえ、安全・安心の観点から整備の緊急度及び財政状況を見据えつつ、計画的な施設・設備の整備を行い、教育等の活動を充実させてきている。

iii 自己評価の概要（対象大学から提出された自己評価書から転載）

基準 1 大学の目的

本学の理念・目的は、教育研究の在り方については、「光と生命体、物質、情報等とのかかわりに関する学理と知見を基礎に置きつつ、光の発生、変換・制御、利用に関する最先端技術を駆使し、光の各種機能を連携・融合、さらにそれらの技術と経営の融合に関する研究開発を教授研究し、その深奥をきわめ、新産業を自ら実践しうる人材養成を目的とする。」という目的は、学校教育法第 99 条に定める「学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめ」とする部分に合致しており、同目的のうち、「技術と経営の融合に関する研究開発」、「新産業を自ら実践しうる人材養成」という部分は、「文化の進展に寄与することを目的とする」という部分を踏まえたものであり、学校教育法の定めを外れるものでない。

本学の目的、理念等については、全教職員及び学生に対しては、ホームページや大学概要等に記載することによって周知を行っている。社会に対しては、ホームページでの受動的な広報に加え、各種イベントの主催または参加を通じて大学概要等を活用した説明を能動的に実施することによって、公表・周知している。

基準 2 教育研究組織（実施体制）

本学は、博士後期 3 年の課程として 1 研究科 1 専攻の教育組織を構築しており、学生の光技術による起業及び産業創成を目指す本学の目標及び社会のニーズに対応した適切な構成となっている。

また、研究科には柔軟な対応がとれるよう講座を置かず光科学技術の各専門の分野ごとの構成をとり、それらを統合し事業化に導くための統合エンジニアリング分野を設けているなど、特色ある構成となっている。

全学的な施設・センターについても、目的に応じてそれぞれの特徴に応じた機能により、教育研究に大きく寄与しており適切である。

教育活動の重要事項を審議する組織として研究科教授会が定期的開催され、教育活動に係る重要事項を審議するための必要な活動を行っている。

基準 3 教員及び教育支援者

大学の目的に沿って教員配置が適切になされている。（観点 3-1-①）

非常勤講師による授業は起業に基づく実践的教育の円滑かつ柔軟な実施において適切である。（観点 3-1-②）総合的にみて基準を満たしていると判断できる。

基準 4 学生の受入

人材養成のみならず、光関連技術を用いて実際に起業するという他に類をみない博士後期課程の大学院大学であり、学生は基本的に在学中に起業を行うこととされている。入学定員は 15 名であり、開学以降 4 年間の志願者数、合格者数、入学者数は平成 17 年度は志願者数 10 名、合格者数 9 名、入学者数 9 名、平成 18 年度は志願者数 7 名、合格者数 7 名、入学者数 7 名、平成 19 年度は志願者数 9 名、合格者数 8 名、入学者数 8 名、平成 20 年度は志願者数 9 名、合格者数 9 名、入学者数 9 名となっている。近年の他大学大学院の重点化による学生の囲い込みなどの背景を踏まえ、実入学者が入学定員の約 60%となっている。

本学は、アドミッション・ポリシーに沿って、社会人を中心とした学生の受入れを実施しており、学生の確保については、各教員が分担して企業訪問や共同研究若しくは受託研究の促進による学生確保に努めている。

基準 5 教育内容及び方法

教育の目的を達成するために起業実践及び知識教授にかかる多岐にわたった教育手段を体系的に構成し、複

数指導体制や四半期報告など学生の自己点検制度を導入した多面的教育体制をとっており、基準は達成しているものと思われる。今後の不断の改善により一層の発展が見込まれる。

基準 6 教育の成果

本学が養成しようとする人材像は学則に規定されており、公表している。教育目標の達成状況を検証・評価については、自己点検・評価委員会、教務委員会、四半期報告書、教職員会議、全体会議を備えて意見聴取や分析・検討を行うことによって検証している。

教育の成果や効果についても、学生の起業・新事業創出状況を示す指標（観点6-1-②）から、技術と経営の融合を目指した実践的教育が成果を上げている。本学の教育は単に起業実践に留まらず、起業を通じた新しい知的価値の創出を目標としているが、学生の理工系論文誌への論文投稿や経営系の学会での発表が活発に行われており、着実に成果を上げている。

本学の教育における特色ある取り組みの真価を世に問うためには、客観的なデータとして表示できない教育上の成果（個々の起業実践事例において発生する複雑な問題に対して学生が行った適切な処置など）を把握・表現する工夫をする必要がある。

基準 7 学生支援等

光技術をコアとした起業実践教育を行うにあたって、それに必要となる設備や多面的な制度を充実させており、学生の個別具体的なニーズにも個別指導をベースとして対応しており、本基準を満たしていると考えられる。

基準 8 施設・設備

施設・設備は、大学院大学設置に必要な基準を満たしているが、バリアフリー化への配慮、と実験室のさらなる充実が必要である。

基準 9 教育の質の向上及び改善のためのシステム

教育の改善を継続的に実施できる制度・組織体制が設けられている。（観点9-1-①、観点9-1-④、観点9-2-①）

本学の特殊性からFDには独自の切り口が必要であるが、活動内容、活動量ともに基準を満たしていると判断できる。

基準 10 財務

財務面において、他大学、大学院大学とは異なる特色を持った財源確保をおこなっているが、今後は、外部資金獲得等、他の財源確保によるさらなる充実が見込まれる。

基準 11 管理運営

本学の予算規模や、学生数規模（定員45名）、教員数規模（20名）であること及び観点に係る状況から管理運営のための組織及び事務組織が大学の目的達成に向け支援する任務を果たす上で、適切な規模と機能を持っている。また、小規模単科大学院大学の特徴を活かし、学長のリーダーシップのもと、迅速で効果的な意志決定が出来る組織形態をとっている。

さらに、全体会議や教職員会議においての意見聴取、学生や教職員からの四半期報告書の提出などにより、学生、教員、事務職員等、その他学外関係者のニーズを把握し、適切な形で管理運営が行われている。

私学経営研究会や日経ビジネススクールに加入、これらが開催する各種セミナーに参加、教員業績データベースを作成し管理運営に関わる教員の自己点検、資質向上のツールとするなど、管理運営のための組織及び事務組織が十分に任務を果たすことができるよう、研修等、管理運営に関わる職員の資質の向上のための取り組みが組織的に行われている。

本学の管理運営組織として、寄附行為並びに光産業創成研究科教授会規則により、理事会、評議員会及び教授会により、毎年度、管理運営に関する方針を含む事業計画が策定されている。

この方針に基づき、学内の諸規定が整備されるとともに、管理運営に関わる委員や役員の選考、採用に関する規定や方針、及び各構成員の責務と権限が文書として明確に示されている。

大学の理念、目的、活動状況は大学ホームページに掲載されている。また教員の活動は外部向けウェブサイトに公開されており、学内向け教員の活動データベースを現在構築中である。

これらのことから、適切な意思決定を行うために使用される大学の目的、計画、活動状況に関するデータや情報が、蓄積されているとともに、大学の構成員が必要に応じてアクセスできるようなシステムが構築され、機能している。

iv 自己評価書等

対象大学から提出された自己評価書本文については、機構ウェブサイト（評価事業）に掲載しておりますのでご参照下さい。

なお、自己評価書の別添として提出された資料の一覧については、次ページ以降の「v 自己評価書に添付された資料一覧」をご参照下さい。

機構ホームページ <http://www.niad.ac.jp/>

自己評価書 http://www.niad.ac.jp/sub_hyouka/ninsyou/hyoukahou200903/daigaku/jiko_hikari_d200903.pdf

v 自己評価書に添付された資料一覧

基準	資料番号	根拠資料・データ名
基準1	1-1-①-1	財団法人光産業創成大学院大学設立準備財団設立許可申請書 (抜粋)
	1-1-①-2	学則 (抜粋)
	1-1-①-3	大学概要 (光産業創成大学院大学 無限の構図) P 3、4
	1-2-①-1	全体会議
	1-2-①-2	分野ゼミナール
	1-2-①-3	四半期報告書の様式
	1-2-②-1	学生募集パンフレット
	1-2-②-2	大学説明会
	1-2-②-3	公開講座
基準2	2-1-③-1	学則 (抜粋)
	2-1-③-2	大学概要 (光産業創成大学院大学 無限の構図) P 3、4
	2-1-③-3	学生便覧 (平成19年度版) P41、42
	2-1-⑤-1	学則 (抜粋)
	2-2-①-1	学則 (抜粋)
	2-2-①-2	研究科教授会規則 (抜粋)
基準3	3-1-①-1	学則 (抜粋)
	3-1-①-2	指導教員一覧表
	3-1-②-1	指導教員一覧表
	3-1-②-2	非常勤講師担当授業一覧
	3-1-②-3	特任教授規程
	3-1-②-4	専任教員・特任教授・非常勤講師授業担当コマ数
	3-1-④-1	学則 (抜粋)
	3-1-④-2	専任教員・特任教授・非常勤講師授業担当コマ数
	3-1-⑥-1	教員年齢・性別・出身別一覧
	3-1-⑥-2	民間企業実務経験教員任用状況
	3-1-⑥-3	教員公募実施状況
	3-1-⑥-4	特任教授規程
	3-1-⑥-5	客員教授規程
	3-2-①-1	教員選考規程
	3-2-①-2	教員の採用及び昇任に関する選考手続きについてのフローチャート
	3-2-②-1	教務委員会規程
	3-2-②-2	教務委員会議事録カリキュラム改善検討関係部分抜粋
	3-2-②-3	学生アンケート項目
	3-2-②-4	教職員会議議事録関係部分抜粋
	3-2-②-5	自己点検・評価委員会規程
3-2-②-6	四半期報告書の様式	

	3-2-②-7	構築中の教員個人データベース概要
	3-3-①-1	授業科目一覧と研究活動の対応表
	3-3-①-2	開講方針
	3-3-①-3	分野別学生一覧
	3-4-①-1	事務組織
	3-4-①-2	事務組織規程
	3-4-①-3	事務分掌一覧
	3-4-①-4	教務委員会構成員一覧
	3-4-①-5	教職員会議議事録関係部分抜粋
	3-4-①-6	教務委員会議事録関係部分抜粋
	3-4-①-7	自己点検・評価委員会関係部分抜粋
	3-4-①-8	教職員会議議事録関係部分抜粋
基準4	4-1-①-1	アドミッション・ポリシー
	4-1-①-2	ウェブサイト利用状況、学生募集要項配布先リスト
	4-2-①-1	平成20年度入学生募集要項
	4-2-①-2	学則(抜粋)
	4-2-①-3	入学試験実施状況
	4-2-①-4	入学者選抜規程
	4-2-①-5	入試委員会規程
	4-2-②-1	アドミッション・ポリシー
	4-2-③-1	学則(抜粋)
	4-2-③-2	研究科教授会規則(抜粋)
	4-2-③-3	研究科教授会議事録抜粋
	4-2-③-4	入学者選抜規程
	4-2-③-5	入試委員会規程
	4-2-④-1	教務委員会議事録抜粋
	4-2-④-2	研究科教授会議事録抜粋
	4-2-④-3	教職員会議議事録抜粋
	4-2-④-4	全体会議議題一覧
	4-3-①-1	入学者選抜の状況リスト
	4-3-①-2	広報活動リスト
基準5	5-4-①-1	時間割表、授業科目一覧、講義概要、履修モデル
	5-4-②-1	時間割表、授業科目一覧、講義概要、履修モデル
	5-4-③-1	講義概要
	5-4-③-2	各研究分野パンフレット
	5-4-④-1	指導教員一覧表
	5-4-④-2	講義概要
	5-4-④-3	出席表の様式
	5-4-④-4	施設配置図(起業ルーム1~26及び学生ルーム)

	5-5-①-1	講義概要
	5-5-①-2	全体会議
	5-5-①-3	四半期報告書の様式
	5-5-①-4	講義概要
	5-5-①-5	全体会議
	5-5-①-6	特別講義
	5-5-②-1	講義概要
	5-6-①-1	指導教員一覧表
	5-6-①-2	四半期報告書の様式
	5-6-②-1	指導教員一覧表
	5-6-②-2	客員教授等一覧表
	5-6-②-3	グループウェアの表示例
	5-6-②-4	学位審査取扱細則
	5-6-③-1	指導教員一覧表
	5-6-③-2	学位審査取扱細則
	5-7-①-1	講義概要
	5-7-①-2	学則（抜粋）
	5-7-①-3	学位審査取扱細則
	5-7-①-4	学位取得の流れ
	5-7-②-1	講義概要、学則（抜粋）、学位規則
	5-7-②-2	学位審査取扱細則
	5-7-②-3	学位取得の流れ
	5-7-②-4	単位取得率資料
	5-7-③-1	学則（抜粋）、学位規則
	5-7-③-2	学位審査取扱細則
	5-7-③-3	学位取得の流れ
	5-7-③-4	博士論文
	5-7-④-1	講義概要
基準6	6-1-①-1	学則（抜粋）
	6-1-①-2	大学概要（光産業創成大学院大学 無限の構図）P3、4
	6-1-①-3	四半期報告書の様式
	6-1-①-4	学生の四半期報告書
	6-1-①-5	分野ゼミナール活動状況
	6-1-①-6	全体会議議題一覧
	6-1-①-7	教務委員会規程
	6-1-①-8	自己点検・評価委員会規程
	6-1-①-9	教職員会議議事録抜粋
	6-1-②-1	単位取得率資料
	6-1-②-2	留年・休学・退学状況資料

	6-1-②-3	学生の起業データ
	6-1-②-4	博士論文
	6-1-②-5	論文投稿状況
	6-1-②-6	外部資金獲得状況
	6-1-②-7	各種コンペティション等の受賞数
	6-1-②-8	プレスリリース
	6-1-②-9	特許出願・取得状況
	6-1-③-1	四半期報告書の様式
	6-1-③-2	学生の四半期報告書
	6-1-③-3	分野ゼミナール活動状況
	6-1-③-4	全体会議議題一覧
	6-1-④-1	学生の起業データ
	6-1-④-2	教務委員会議事録該当部分抜粋
	6-1-④-3	教職員会議議事録該当部分抜粋
	6-1-④-4	論文投稿状況
	6-1-⑤-1	教務委員会議事録該当部分抜粋
	6-1-⑤-2	教職員会議議事録該当部分抜粋
基準7	7-1-①-1	講義概要、学生履修ガイダンス（日程提示）
	7-1-②-1	指導教員一覧表
	7-1-②-2	グループウェアの表示例
	7-1-②-3	全体会議日程
	7-1-②-4	心理学的サポート実施（試験）の状況
	7-1-③-1	四半期報告書の様式
	7-1-③-2	受講の感想の様式
	7-1-⑤-1	客員教授等一覧表
	7-1-⑤-2	外部実務家リスト
	7-1-⑤-3	課外授業申請書の様式
	7-1-⑤-4	課外授業報告書の様式
	7-2-①-1	施設配置図（起業ルーム1～26及び学生ルーム）
	7-2-①-2	情報メディアセンターPC利用法
	7-2-①-3	図書ホームページ（学内向け）
	7-2-①-4	建物施設設備の紹介・利用方法
	7-2-②-1	学生関係窓口、保健管理（健康相談等）
	7-3-①-1	学生関係窓口、保健管理（健康相談等）
	7-3-①-2	学生関係窓口、保健管理（健康相談等）
	7-3-①-3	ハラスメントの防止等に関する規程
	7-3-④-1	奨学金制度の申請・給付状況
	7-3-④-2	学則（抜粋）
	7-3-④-3	学生寮、施設配置図

基準 8	8-1-①-1	施設配置図
	8-1-①-2	施設保有面積調べ
	8-1-①-3	備品・固定資産一覧
	8-1-②-1	情報システム構成図
	8-1-②-2	情報システム機器一覧
	8-1-②-3	保有ソフトウェア一覧
	8-1-③-1	固定資産及び物品管理規程
	8-1-③-2	固定資産及び物品管理規程 学内HP
	8-1-③-3	施設設備の紹介・利用方法
	8-1-③-4	図書館情報の提供（学内掲示及びHPでの案内例）
	8-1-③-5	情報・メディアセンター、試作支援室、創業支援センター利用方法等
	8-2-①-1	建物施設設備の紹介・利用方法「図書館」
	8-2-①-2	図書ホームページ（学内向け）
	8-2-①-3	学術雑誌目録一覧
基準 9	9-1-①-1	自己点検・評価委員会規程資料
	9-1-①-2	自己点検・評価委員会議事録抜粋
	9-1-①-3	教務関連統計データ一覧
	9-1-①-4	四半期報告書の様式
	9-1-①-5	教員の四半期報告書
	9-1-①-6	教職員会議議事録抜粋
	9-1-①-7	構築中の教員個人データベース概要
	9-1-②-1	四半期報告書の様式
	9-1-②-2	学生の四半期報告書
	9-1-②-3	全体会議議題一覧
	9-1-③-1	教務委員会議事録該当部分抜粋
	9-1-③-2	教職員会議議事録該当部分抜粋
	9-1-④-1	自己点検・評価委員会規程
	9-1-④-2	教務委員会規程
	9-1-④-3	教務委員会議事録カリキュラム改善検討関係部分抜粋
	9-1-④-4	教職員会議議事録抜粋
	9-1-④-5	委員会等組織関係図
	9-1-⑤-1	四半期報告書の様式
	9-1-⑤-2	教員の四半期報告書
	9-1-⑤-3	構築中の教員個人データベース概要
	9-1-⑤-4	教職員会議議事録抜粋
	9-1-⑤-5	平成19年度シラバスと平成20年度シラバスの比較実例
	9-2-①-1	四半期報告書の様式
	9-2-①-2	全体会議議題一覧
	9-2-①-3	教職員会議議事録抜粋

	9-2-①-4	教務委員会規程
	9-2-①-5	教務委員会議事録カリキュラム改善検討関係部分抜粋
	9-2-①-6	学生支援プログラムTG活動記録
	9-2-②-1	経営系科目におけるビジネスプランのブラッシュアップ関連資料
	9-2-②-2	POMRセミナー・カウンセリング実施関連資料
	9-2-②-3	創業支援センター関連資料
	9-2-②-4	カリキュラム改革関連資料
	9-2-③-1	教職員会議議事録抜粋
基準10	10-1-①-1	貸借対照表
	10-1-②-1	消費収支計算書
	10-1-②-2	CREST委託契約書 内訳表
	10-1-②-3	科学研究費補助金交付内定通知
	10-2-①-1	研究科教授会資料
	10-2-②-1	消費収支計算書
	10-2-③-1	研究科教授会資料
	10-2-③-2	学内学術研究助成金要綱
	10-3-②-1	独立監査人の監査報告書
	10-3-②-2	監事の監査報告書
基準11	11-1-①-1	役員・評議員一覧
	11-1-①-2	管理運営組織図
	11-1-①-3	委員会一覧
	11-1-①-4	事務組織表
	11-1-①-5	事務組織規程
	11-1-②-1	寄附行為(抜粋)
	11-1-②-2	研究科教授会規則(抜粋)
	11-1-②-3	学術研究助成金要綱
	11-1-②-4	運営組織図
	11-1-③-1	全体会議
	11-1-③-2	全体会議議題一覧
	11-1-③-3	四半期報告書の様式
	11-1-③-4	学内ホームページ内容一覧
	11-1-③-5	公開講座アンケート集計結果
	11-1-③-6	研究科教授会議事録、教職員会議議事録
	11-1-④-1	監事監査規程、内部監査規程
	11-1-④-2	整備計画の履行状況報告書
	11-1-④-3	監事の監査報告書
	11-1-⑤-1	管理運営関係研修受講状況
	11-2-①-1	寄附行為(抜粋)
	11-2-①-2	理事会業務委任規則

11-2-①-3	学長選考規程
11-2-①-4	研究科教授会規則
11-2-①-5	規則集の目次、当該規則の該当箇所の明示
11-2-②-1	学内ホームページ内容一覧
11-2-②-2	教員データベース関連資料
11-3-①-1	学則（抜粋）
11-3-①-2	自己点検・評価委員会規程
11-3-①-3	自己点検・評価委員一覧
11-3-①-4	自己点検・評価委員会議事録抜粋
11-3-③-1	検証結果報告書
11-3-③-2	外部評価委員一覧